



■ 目次

- ◆ 中国におけるPPH利用の現状と効果
- ◆ 川のほとり
- ◆ 知財界の次世代の青年たちに捧ぐ

中国におけるPPH利用の現状と効果

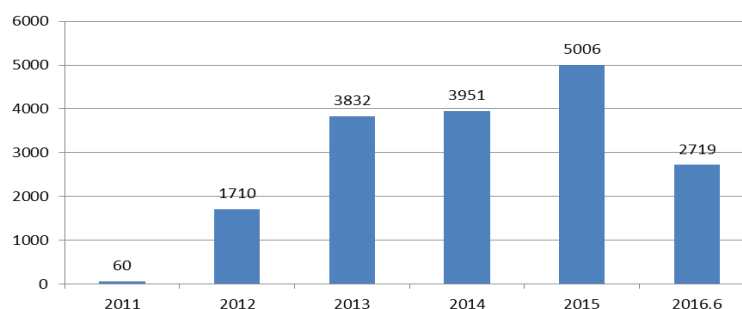
中国弁理士 岳 紅傑¹

中国国家知識産権局(以下「SIPO」という)と日本特許庁(以下「JPO」という)による中日特許審査ハイウェー(PPH)試行プログラムは、2011年11月1日に導入されてから、出願人が中国における発明特許出願に対して早期審査を請求する重要な手段として、ますます出願人、特に外国出願人から注目されている。PPHを請求する場合、一番注目されることは、PPH申請にはどのようなメリットがあるかということである。したがって、本稿では、PPHの審査スピード、OAの回数及び特許査定率という3つの面において、PPH申請にどのような効果があるかを重点的に紹介するものとする。

まず、SIPOが受理したPPH申請の状況を紹介します(別途説明がなければ、以下のデータはJPO運営のグローバルPPHサイトによるものである。ウェブアドレス：<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/statistics.htm>)。

図1 は、SIPO が2011年11月から2016年6月末までに受理した各年のPPH申請件数を示している。

図1



¹岳 紅傑: 林達劉グループ 北京林達劉知識産権代理事務所 機械部部长 中国弁理士

図1から、SIPO が2016年6月末までに受理したPPH申請総件数が17,278件に達し、PPH申請件数は年々増加傾向にあることが分かる。

図2は、SIPOが受理した17,278件のPPH申請における第1庁（先行庁）の分布状況を示している。

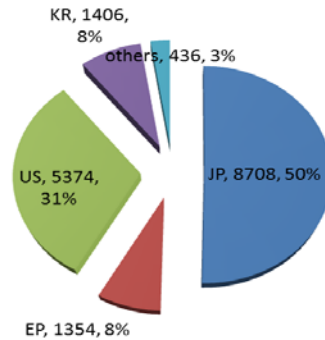


図2

図2から、SIPOが受理した全てのPPH申請では、JPO、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、及び韓国特許庁（KIPO）の四庁を先行庁としたPPH申請が大多数を占め、特にJPOの審査結果に基づくPPH申請件数は8,708件に達し、PPH申請総件数の50%を占めていることが分かる。また、これまでに多くのPPH申請を処理した弊所の経験によれば、JPOの審査結果によるPPH申請は、殆どが日本の出願人による出願であるが、USPTOの審査結果によるPPH申請では、米国の出願人による出願だけでなく、日本の出願人、又は他の外国出願人による出願であるケースもある。したがって、日本の出願人が提出したPPH申請の件数が実際には総件数の50%以上を占めている可能性が高い。

では、続いて、本稿の重点である中国におけるPPH申請の効果について、ご紹介する。

効果について言及する場合、まずPPH申請プログラムを設立した当初の目的であった早期審査に注目すべきである。

まず、PPH申請により、どれくらいの早期審査が可能となるのだろうか。グローバルPPHサイトに掲載されているSIPO発表の平均データ（2016年1月から2016年6月までのデータ）によれば、PPH申請が提出されてからOA1が発行されるまでの平均期間は2.7ヶ月で、PPH申請を提出してから最終処分（特許査定、拒絶査定又はみなし取り下げ）までの平均期間は11.9ヶ月である。

この11.9ヶ月という平均データは、PPH申請の提出日によって統計された内容である。PPH申請の提出について、SIPOは以下のような条件を満たす必要があることを厳しく規定している。

- ①当該出願がSIPOにより中国で公開されていること。



②当該出願がすでに実体審査段階に移行していること(すなわち、SIPOからの特許出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領していること。認められる唯一の例外は、実体審査請求と同時に、PPH申請を提出する場合である)。

③当該出願が一度も拒絶理由通知書を受領していないこと。

これらの規定からみれば、PPH申請の提出日と実体審査段階に入る旨の通知書を受領日とは、同一ではないが、大部分の出願人は、実体審査段階への移行後、PPH申請をできるだけ早く提出し、又は実体審査請求する際にPPH申請を提出することになっているから、実体審査段階に入った旨の通知書が通常1ヶ月以内にSIPOより発行されている。したがって、PPH申請の提出日によって計算されるPPH申請案件の審査期間(前述の11.9ヶ月のことをいう)は、実体審査段階への移行日によって計算される一般出願案件の審査期間(すなわち、SIPOからの実体審査段階に入る旨の通知書を受領してから案件の最終処分までの所要時間)とは、ある程度の比較可能性を有する。現段階で2016年の一般出願案件の審査期間は、まだSIPOより発表されていないので、ここではSIPOの2015年年度報告における発明特許出願の審査期間の平均21.9ヶ月を比較用のデータとする。この2つのデータを比較すれば分かるように、PPH申請案件の審査期間は、一般出願案件と比較すると10ヶ月、約半分近くに($10/21.9=45.7\%$)短縮されている。したがって、PPH申請を利用すれば、案件の早期審査を明らかに実現することができる。

PPH申請案件と一般出願案件との審査スピードの比較をより理解できるように、筆者は弊所がこれまでに代理した多くのPPH申請案件と一般出願案件について、統計をとってみた。異なる出願人及び各時期におけるSIPOの判断基準の変化による統計結果への影響をできるだけ回避し、かつ比較データにより高い有効性を持たせるように、筆者は同一出願人による同一時期(2015年7月1日～2016年6月30日)に特許査定されたPPH申請案件と一般出願案件を比較対象とした。図3は両者の審査期間の比較情况进行している。

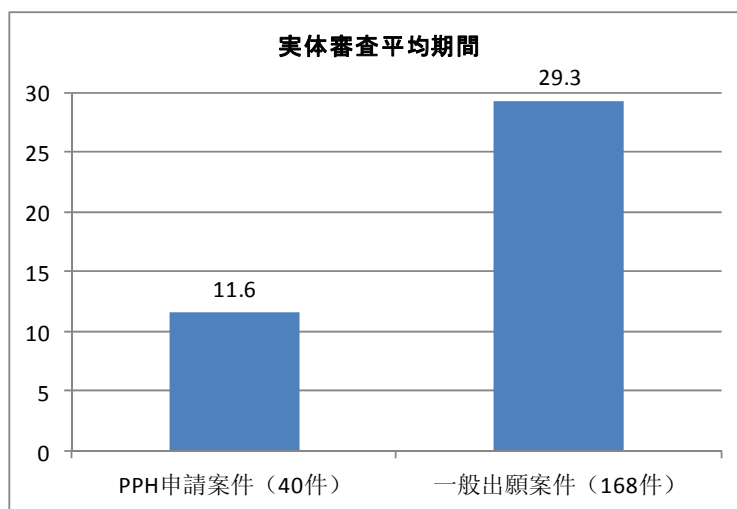


図3

図3から、2015年7月1日から2016年6月30日までの間に、当該出願人の特許査定された40件のPPH申請案件の平均審査期間が11.6ヶ月であったのに対して、特許査定された168件の一般出願案件の平

均審査期間は29.3ヶ月で、両者の差は17.7ヶ月にも達した。このことから、PPH申請が、発明特許出願の早期審査に極めて顕著な効果を有することは歴然としている。

これらの40件のPPH申請案件の審査期間のうち、最も短かったのは173日間(5.8ヶ月)で、最も長かったのは820日間(27.3ヶ月)であった。このことから、案件によって、同じPPH申請でも審査期間に大きな違いがあることがわかる。筆者がSIPOの審査官に確認したところ、SIPOではPPH申請の審査期間に対して、明文化された規定がなく、優先的に、早期審査をすることに対する要求があるという情報しか入手できなかったことから、このことは実証できる。

また、個別案件の審査期間に違いがあっても、PPH申請で審査期間が最も長期間に及んだ案件(27.3ヶ月)で、一般出願案件の平均審査期間の29.3ヶ月より2ヶ月短いので、PPH申請は出願案件の早期審査に顕著な効果を有しているということが分かる。

PPH申請の場合、案件の審査スピードだけでなく、その費用における節約効果も大きなメリットとなっている。続いて、PPH申請とOA回数の減少との関連性について検討を進め、PPH申請の費用の低減に対する効果について、説明するものとする。

グローバルPPHサイトに掲載されているSIPOより発表されたPPH申請案件の平均OA回数(2016年1月から2016年6月までのデータ)は約1回である。SIPOはこれまで、一般出願案件のOA回数、又はPPH申請案件と一般出願案件とのOA回数の統計データを発表したことがないので、データに基づく比較はできないものの、筆者のこれまでの経験によれば、PPH申請案件の約1回という平均OA回数は、一般出願案件のOA回数より間違いなくある程度少ないといえる。ただし、約1回というのは、あまりにも大雑把なデータで、正確に真実の状況を反映できるとはいえない。

そのため、PPH申請案件と一般出願案件とのOA回数における違いについての理解を深めるために、筆者は前述の同一出願人のPPH申請案件及び一般出願案件のOA回数を対象として、統計をまとめた。図4では両者のOA回数の比較を示している。

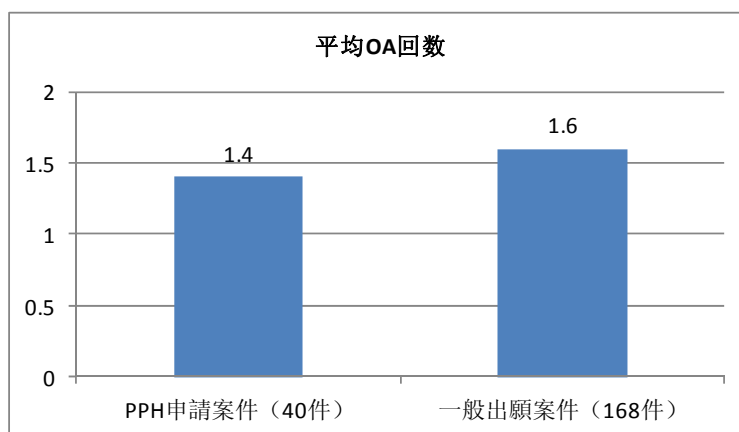


図4

図4によれば、PPH申請案件の平均OA回数は1.4回で、一般出願案件の平均OA回数1.6回より、0.2

回/件少なくなっている。このことから、PPH申請がOA回数の減少によって、費用の低減にある程度の効果を有していることが分かる。



さらに、SIPO はこれまで、PPH申請の特許査定率について、公式なデータを公表したことはない。そこで、筆者は、弊所が代理した案件によってまとめたデータ(現在の案件最終処分状況を考慮し、PPH申請の1年目と2年目の特許査定率だけを対象として、統計したもの)によれば、PPH申請の特許査定率のアップに対する効果は、さほど明確ではない。

PPH申請の1年目(2011年11月1日～2012年10月31日)に、弊所が代理した50件近くのPPH申請案件の特許査定率[特許査定件数÷(特許査定件数+拒絶査定件数)]は、同時期に実体審査段階に移行した500余件の一般出願案件の特許査定率より、7%高かった。同様に、PPH申請の2年目(2012年11月1日～2013年10月31日)に、弊所が代理した100余件のPPH申請案件の特許査定率は、同時期に実体審査段階に移行した1000余件の一般出願案件の特許査定率より、1%しか高くなかった。したがって、PPH申請案件の特許査定率は、一般出願案件の特許査定率より少しは高くなっていることが分かる。

これらのことから、PPH申請の最大の効果は早期審査の実現であるといえる。ここで、PPH申請をいかに有効利用し、審査を加速させるかについて、次の2点のアドバイスを申し上げる。

(1) 案件をできるだけ早く実体審査段階へ移行させること。そのために、SIPOに新規出願を提出すると同時に、実体審査請求を提出することをお勧めする。すでに述べたように、SIPOの規定では、発明特許出願はSIPOより公開され、かつ実体審査段階に入る旨の通知書を受領しなければ、出願人はPPH申請を提出できない。認められる唯一の例外は、実体審査請求と同時に、PPH申請を提出する場合である。しかし、筆者がPPH申請を取り扱っている審査官に問い合わせたところ、PPH申請の審査フローでは、このような例外状況であっても、実体審査段階に入る旨の通知書が発行されていない限り、審査官はPPH申請の受理について普通検討しないとのことであった。したがって、できるだけ早く実体審査段階へ移行させることが、案件審査の加速化に最も有効である。

(2) できるだけ迅速にOAに回答すること。PPH申請のOA応答期限について、SIPOはいかなる特別な規定も設けていない。すなわち、一般出願案件と同様、1回目のOAの場合、応答期限は通常4ヶ月で、2回目以降のOAの応答期限は通常2ヶ月である。もちろん、出願人による期間延期請求も可能である。したがって、出願人が早期審査を望んでいる場合、できるだけ早くOAに回答するのが得策である。

最後に、PPH申請に関心のある出願人の皆様に、注意を喚起したいことがある。PPH申請を審査するSIPOの審査官は、方式審査の審査官なので、PPH申請書類に対する方式審査は非常に厳しくなされて

いる。申請書類におけるいかなる微細な瑕疵（例えば引用文献の名称の記載ミスなど）、又は審査官に不明確と指摘される記載（例えばPPH申請書における本願と先行庁（OEE）出願との間の関係に関わる説明、本願の請求項に対応するOEE出願の請求項との間の対応性の解釈に関わる説明など）によって、PPH申請が直接拒絶査定されるおそれもある。また、筆者の経験からすれば、PPHの審査官はPPH申請の申請書類を全面的に審査しているわけではないので、2回目に提出するPPH申請の申請書類では、1回目に提出した申請書類において拒絶査定された不備が補正されていても、他の不備で2回目のPPH申請が拒絶査定されるという状況が起こる可能性があると思われる。しかしながら、同一の発明特許出願に対して、PPH申請は2回しか提出できないとSIPOによって規定されている。したがって、2回目のPPH申請が拒絶査定されたら、3回目のPPH申請は提出できなくなり、当該出願の早期審査はできなくなる。そのため、PPHを請求する場合、経験が豊富で、臨機応変な対応のできる事務所に依頼することが得策である。

一期一会

北京林達劉知識産権代理事務所
所長 劉 新宇



一期一会，相守於心。
青山元不動，白雲自去來。

火中生蓮華，是可謂希有。
在欲而行禪，希有亦如是。

於世欣喜
於人柔美

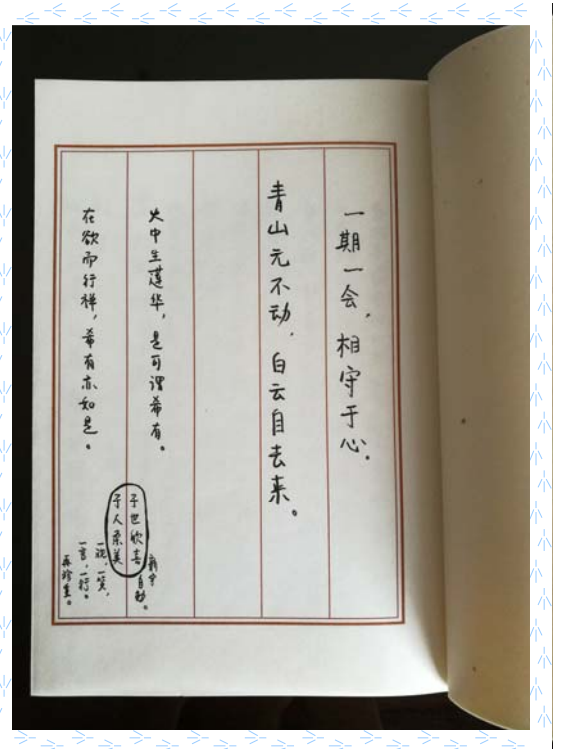
一視，一笑，一言，一行。
再珍重

注釈：世有箴言謹句，自勉之，共勉之。

「一期一会」：日本の茶道に由来する重要な思想

「青山元不動，白雲自去來」：『林清玄散文集』より

「火中生蓮華；在欲而行禪」：『維摩詰經・仏道品』より



川のほとり

2017.5.9 朝 大阪

劉 新宇

川のほとりに静かに咲く花たちは、後ろ髪を引かれているのに、川はそんなことお構いなく、ゆっくり流れていく。

私は、川のほとりに佇み、対岸のあなたを、あなたの周りの夕陽の光と黄金色の夕暮れに輝く小さな花を眺めているうちに、あなたと私の間に生命の川が流れ、横たわっていることに初めて、そう初めて気がついた。

私はいつからかずっと、大空を仰ぎ、大空に映るあなたの姿を見ながら、あなたに語りかけてきた。小さな花に頬を近づけると、これらの草花が一枚の絨毯に、一枚の布になり、川を覆い尽くし、兩岸をつないでくれ、心も川を飛び越えられるような気がする。そして、空に浮かぶちぎれ雲こそが花の面影。

私は、ついに、あなたの言葉、あなたの想い、あなたのためらい、あなたの期待が分かった。そして、この川を向こう岸まで泳ぎきり、小さな花と一緒に、静かに、静かにそよ風に揺れながら、光り輝く黄金色の夕暮れの残光の中、自分の心を開き、想いをとき放とう。そして、初めてあなたと一緒に、川のほとりに佇み、こんなにも近く寄り添っている。今、私たちは、花に隔てられることなく、花に優しく包まれ、抱きしめられている。

こうして、私はとうとう、あなたのいる向こう岸までたどりついたのだ。



知財界の次世代の青年たちに捧ぐ

北京林達劉知識産権代理事務所

所長 劉 新宇

今朝、私の手元に古くからの友人からの「新宇の青年節、私の喜び」というお祝いのメッセージが届きました。

そのメッセージを見て、私は思わず考え込んでしまいました。実際のところ、私はそのメッセージを見るまで、今日が青年節¹であることすら全く忘れていたのです。

皆さんもご存じのように、知財業界は多忙を極めており、私自身長年にわたり日本のクライアントとお付き合いさせていただいていますので、通常月曜から金曜までは毎日緊張の中、業務に携わり、「今日は一体何月何日なのか」と考える暇もほとんどありません。また、私のスケジュールについては、企画部アシスタントである張芬芳や張輝から、その週の主な会議やクライアントのご来訪について、数日前に報告がありますが、祝祭日については、その一日前になって、教えてもらい、一体何の日なのか尋ねているような状態です。それが、林達劉事務所を設立してからこの14年来の私の生活スタイルなのです。ですから、友人に青年節のお祝いのメッセージをもらい、考え込んでしまったのです。

実際のところ、これまで私は、国慶節の休暇も春節の休暇も、外国が休日でない限り、その休暇を利用して、外国のクライアントを訪問し、平生通りに仕事をこなしてきました。

ですから、今朝このような温かなメッセージを見て、心の底からとても嬉しい気持ちがこみ上げてきました。もし、私がその友人の心に青年のような若々しい姿で存在しているのなら、友人たちに少しは青春の感動を呼び起こすことができているのならとても嬉しいことです。私は今、知財業界の「姉御」として、次世代の若手所員のために、青年節を祝う気持ちでいっぱいです。

今朝事務所に出勤して、いつも私に寄り添いIPニュース以外のエッセーなどを発表するためのWe Chat公式アカウント「LINDA午後」を担当してくれている張輝と白珊にこのエッセーを録音していた時、私は五四青年節に半休をもらえるのは28歳以下の者に限られることを知り、思わず笑ってしまいました。

心さえ若ければ、人はいつまでも若くあれと思います。ですから、もし、貴方から「Linda、貴女は青年、それとも中年かい」と尋ねられたら、「私は、若い頃、若年寄りたいなところがあったけれど、それなりの年齢になった今、老けたくないわ。だから、私の年齢は十分中年世代に達しているけれど、気持ちだけは若く持ち、趣味の世界に子供心と好奇心を持ち続けることができれば、最高だわ。」と答えたいと思います。

だから、この年になっても、友人たちから、まだまだ好奇心旺盛で、若い心を持っていると思われたら、最高の幸



¹ 中国の祝日。5月4日。1919年に起こった反帝国主義運動、五・四運動にちなむ。

せであることを皆さんにお伝えしたいと思います。

しかし、実際には、私はこの数日、若い所員を傷つけてしまったことで気落ちして反省していたのです。この4月、私はほぼ1ヶ月間あちこち出張しており、4月末にようやく北京に戻り、メーデーの休暇が終わった5月2日から今日まで事務所に出勤していましたが、自責の念にかられていたのです。それは、どうしてだかお分かりになりますか。

業界の皆さんはご存じのように、林達劉事務所には「優しい父と厳しい母」が健在で、厳しい母が出張から戻ってきたことで、パートナーやグループリーダーは正直なところ、嬉しくはあったものの、いろいろ思い悩むことも多かったのではないかと考えています。なぜならば、厳しい母である私はここ数年、パートナー、グループリーダーや担当に対する管理や要求がますます厳しくなっているからです。

私は5月2日、事務所に戻るやいなや、パートナー会議や部門別会議を矢継ぎ早に開催して、丸一日を過ごしました。もちろん、会議での私の話は、業界の変化、クライアントの要望、自分の思いや心配事など嬉しく楽しい話ばかりではなく、忠言耳に逆らう内容も多々ありました。

私たちは知的財産というハイレベルで厳しい業界に身を置いていますので、クライアントの私たちに対する要求は上昇の一途であるだけでなく、業界における人材のレベルはますます向上し、クライアントからの要望もますます難易度が高くなってきています。

ですから、事務所に戻ってから、私は、会議という形式で、魏弁護士と私以外の26名のパートナーに対して、大きな圧力をかけたのです。

昨日5月3日、私が朝出勤すると、16階のエレベーターホールところで、数名のパートナーから、前日の晩、We Chatの林達劉公式アカウントで発表した文章のテーマに間違いがあったことについて、報告を受けました。

林達劉は、皆でミス指摘しあうことで、皆で反省して、そのミスの中から学び取り、成長していく事務所なのです。

この件の後、私は、はやる気持ちを少し抑えることができなくなりました。



事務所が外部に発表する情報は、絶対正確でなくてはならず、もしタイトルにミスがあったら、文章の実質的な内容についても保証することができなくなるのではないかと考えたからです。

ですから、私はこの文章を担当した2名のアシスタントを私の部屋に呼び、今後外部に対して文章を発表する際、注意すべき点について話し合いました。

しかし、私がこの2人のアシスタントと話し合った際の態度は、決してよい上司であったとは言えず、語気も大変厳しかったことを後から反省しました。この2人は、事務所設立から十数年間にわたり、苦楽を共にしてきたアシスタントで、毎日目が回るほど忙しく、ゆっくり考えることもできないのに、私の彼女たちの仕事に対する要求は高くなる一方だと

思ったからです。

私は彼女たちと、問題が発生した根本的な原因について詳しく話し合い、新たな仕事のフローとチェックの仕方を直ちに定めるように説明しました。

多くの場合、私のような中年世代の者は、若者に対する要求が厳しくなりがちです。多くの日本企業の皆さんが私との長年にわたる付き合いを経て、北京の林達劉事務所にお越しになり、具体的な実務について弊所担当者と打ち合わせする時、「リンダさんが会議室にいる時、私たちはあなた方の問題点を指摘しませんよ。あなた方が後から怒られるのではないかと心配ですから、何かありましたら、誰もいない時、直接言いますね。それと、リンダさんは、以前のように厳しいですか。」とこっそり実務担当者に言うことがあるようです。

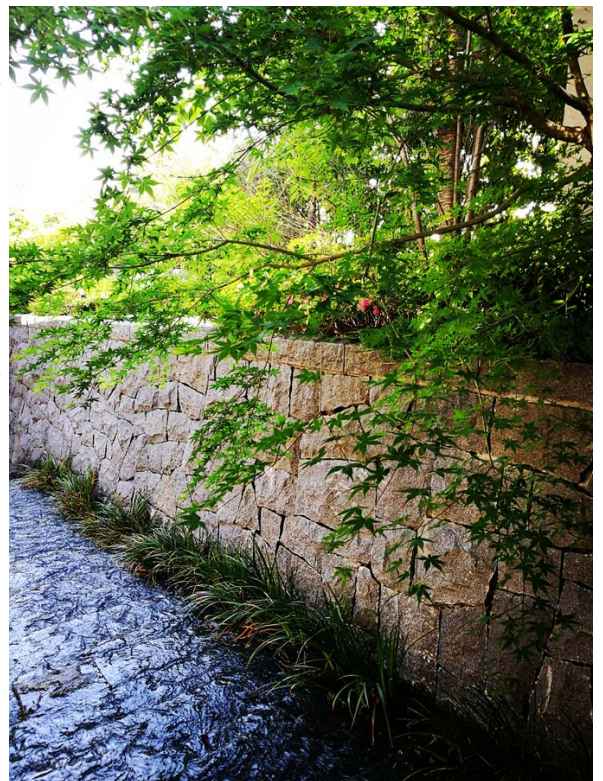
実際に、現在事務所で働いている数百人の所員や、事務所をすでに離れ、自分で事務所を経営したり、他の事務所でパートナーとして頑張っていたりする人は、所長が期限の管理や多くの具体的な事柄についてとても厳しく、他人にも、自分にも要求が厳しいことを知っています。

私もしばしば文字の間違いや字の誤用等をしてしまい、その都度いつも悔しい思いをしています。そして、怖いことは、問題の発生を重要視しないことではなくて、問題の発生の本質的な原因を探ろうとしないことだと痛感しています。

昨晚、魏弁護士と私は、ドイツのある大手会社の知的財産部の責任者である友人と食事をしました。彼は、「当社では、やみくもに完璧を求めませんが、社員に対してミスが発生を恐れてはいけな」と口をすっぱくして伝えていますよ。そして、もし、ミスが発生したら、皆でじっくりそのミスの原因を検討し、同じ問題の再発がないようにすることが大切なのです。」と自社のやり方を教えてくれました。彼の話には私は深い感銘を受けました。やみくもに完璧を求めず、間違いの発生を恐れず、間違いの発生から正しい道に戻ることが皆の財産になり、そのプロセスにおいて、皆が成長し、学習できるということは素晴らしいことであると思いました。

次世代の若者は永遠に中年、老年世代の希望の星なのです。大学教師出身の私にとって、今伸びようとする若い芽を発見し、その成長を見守ることほどわくわくすることはありません。自分の成長を願う次世代の若者は、私にとって何よりの希望なのです。

ここに、私は林達劉事務所の次世代の若い所員、及び所員全体(その気持ちはいつも若者である魏弁護士も含む)に、そして業界内の全ての次世代の若者に対して、「困難、失敗、誤りや他人に失望されることを恐れず、自分に対して希望を抱き続けてさえいれば、やり直すことができ、自分の間違いを自主的に発見できるはずである。」と伝えたいのです。この間違いは、クライアントに指摘されるものではなく、クライアントに自分の仕事をそれなりに評価された時に、自分自身で見つけることができたものであれば、より美しく、それこそ私たちの希望の星なのです。



また、私は5月2日、林達劉のパートナーと話し合った際の感想も、業界の次世代の若者に、五四青年節のプレゼントとして捧げたいと思います。その感想は、主に2つの内容に分けることができます。

まず、1点目は、時代の変化において、私たちパートナー1人1人、優秀な所員は、仕事において、以下のような3つの基準を持つことが必要です。

1. 崇高な理想を抱き、遠大な志を持ち、人生の如何なる時も夢を抱き続けること。
2. 知財業界というこの厳しい世界に身を置く私たちは、時間と体力を振り絞り、一生懸命、勤勉に仕事をする。自らを聡明であると過信せず、自分の不十分な点を補う努力をすること。
3. 今日のような変化の激しい時代において、時間を大切に、合理的に時間を使うこと。人の一生において有効に使える時間には限りがあるので、時間を無制限に使用できると思わず、日々計画的に使用すること。一日24時間のうち、効率よく睡眠をとることで、エネルギーを補い、体力を回復させ、効果的に食事を取ることで、健康な身体と健全な心を作り出し、仕事の時間を効率的に使用することで、仕事をしっかりやり遂げ、学習能力を向上させ、自分の時間を無駄に使用せず、浪費が制限されないようにすること。

次に、2点目として、知的財産業界では、時代の必要に応じて、以下のような優秀な人材を求めていることを心に刻んで欲しいのです。

1. 品質保証は、私たちが最も重視すべき問題で、知財界の優秀な人材は永遠に品質第一であるべきこと。クライアントからの弁理士の評価、又は事務所の評価において、良い仕事をしていると言われることが必要で、良い仕事についてしっかり読み解くこと。品質は事務所にとって、弁理士にとって生命線であることを頭に刻みこむこと。

2. クライアントの心の声に耳を傾けること。刻々と変化している今の時代、あるクライアントの把握している情報、問題に対する分析は、私たちより豊富で深いことがある。知財業界におけるスペシャリストとしての実務経験が長ければ長いほど、さまざまな問題に敏感になることが必要である。クライアントのニーズを完全に理解できないこともあるので、クライアントからの1通の書簡やメールをそのまま鵜呑みにすることなく、自らの外国語能力に基づき、クライアントの要求を読み取る。クライアントの言外のニーズや心配についても一歩進んで読み取り、電話やFace-to-Faceの交流方法で理解しようと努め、多くの時間を費やして、クライアントの心の声に耳を傾けることを怠ってはならないこと。

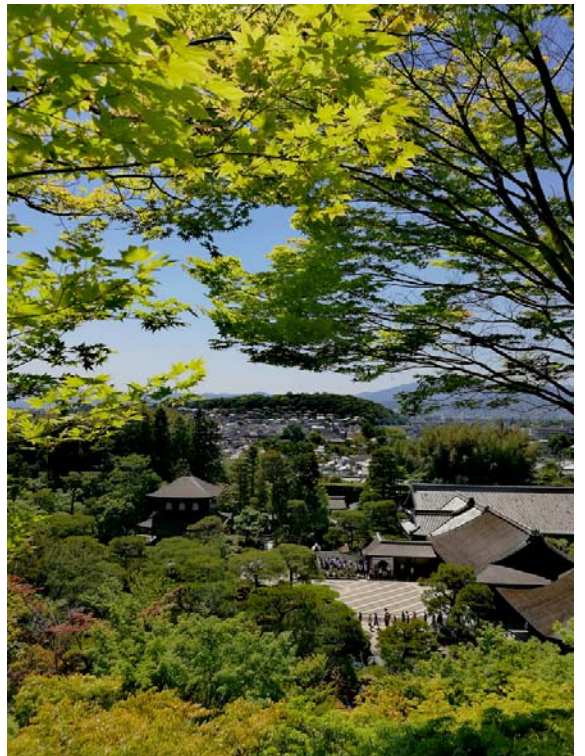
3. 誠実な心を永遠に持ち続け、如何なる場合も謙虚さを忘れず、知的財産のスペシャリストとして、自分自身満足できる仕事を完成させた後も、クライアントに引き続き教えを請い、クライアントに満足いただけたかどうかを確認し、クライアントにご提供した法的アドバイスによって、問題が解決したかどうか確認すること。専門的な知識を持てば持つほど、自分の力を過信し、問題を起こすことが多く、年齢が上がるほど、自分に自信がないわけではないが、他人の意見に耳を傾けなくなる。他人からそれなりの評価をされた際、その評価に感謝することは必要であるが、その人がさらに自分に対してどのようなことを期待し、願っているかを深く知ろうとすること。

最後に私は皆さんに、知財界で仕事をする若い世代1人1人にとって、日々、他人より多くの時間を費やし一生懸命仕事をして、他の業界の人より疲労困憊になるまで仕事をして、心底満足できるような収入を得ることができない

と思い悩むこともあると思います。また、もし自分がいくつか不動産物件を持っていたら、こんなに苦しみ悩むまで仕事をしなくてもよいと考えることもあるでしょう。しかし、この世における私たちの生活は、悩みをなくすためではなく、自分の価値を実現するために行われるものであると、私はしみじみ思うのです。ですから、私たちは、心がうきうきするような喜びを体現するために生きるべきなのです。

皆さんは若いので、私たちのような経験を多く積んだ、年齢的にも自分より上の先輩に、注意されることが多いのではないかと思います。しかし、このような時、悩むことなく、彼らの批判は正しいと果敢に認めてくださいね。誤りがあったとしても、私たちは、間違いの中から、正しいことを認めることができるのです。

数年後、十数年後には、今私が次世代の若者といってる皆さんも中年世代になります。人は中年になると、他人から批判される機会は少なくなり、つまり成長できる機会も自ずから減ってしまうものなのです。なぜならば、誰もがそれなりの経験、実績を積んでいる中年世代の人に対して、果敢に意見をすることはできなくなり、その人の弱点や欠点を発見したとしても、何も言えなくなってしまうからです。一方、私たちは、若者に接する時、遠慮なく問題点を指摘して、教示することができるのです。もちろん、中年世代も若者世代から良きところは学び、誤りを指摘する際もその人を伸ばそうという思いであることが必要です。



知財界の次世代の若者と中年世代がお互いに協力しあえば、それぞれの人生がより輝きを増し、日々を過ごす価値も格段上がるはずです。私たちはお互いに胸襟を開いて、お互いに率直にその願いと期待を表すことができれば、私たちの人生は、この時代に綺麗に花開くはずなのです。

皆さんが、この美しい春の日に、黄砂や大気汚染に負けることなく、強い心を持ちながら、お互いに良い意味で影響しあえることを願っています。

では、皆さん素敵な五四青年節を過ごしてくださいね。

(今回のIPNEWSに掲載している写真は、弊所のリンダが撮影したものです。)

責任者: 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)
 社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)
 担当者: 所員 林 知子 (Tomoko HAYASHI) 張 輝 (Ashley ZHANG)

林達劉グループ 企画室 (Business Development Department, LINDA LIU GROUP)

〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階

Tel: 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366 (代表)

Fax: 86-10-5957-5201 (代表)

E-mail: ipnews@lindaliugroup.com

Website: <http://www.lindaliugroup.com>